

### 第 3 問

#### (事案)

XはY県において浄水器の販売業を営む株式会社であるところ、Y県に対して「Xが消費者に対して浄水器の購入の勧誘を執拗に繰り返している。」との苦情が多数寄せられた。Y県による実態調査の結果、Xの従業員の一部が、購入を断っている消費者に対して、(ア)「水道水に含まれる化学物質は健康に有害ですよ。」、(イ)「今月のノルマが達成できないと会社を首になるんです。人助けだと思って買ってください。」と繰り返し述べて浄水器の購入を勧誘していたことが判明した。

そこでY県知事は、Xに対してY県消費生活条例(「条例」という。)第48条に基づき勧告を行うこととし、条例第49条に基づきXに意見陳述の機会を与えた。Xは、この意見陳述において、①Xの従業員がした勧誘は不適正なものではなかったこと、②仮にそれが不適正なものに当たるとしても、そのような勧誘をしたのは従業員の一部にすぎないこと、③今後は適正な勧誘をするよう従業員に対する指導教育をしたことの3点を主張した。

しかしY県の知事(以下「知事」という。)は、Xのこれらの主張を受け入れず、Xに対し、条例第25条第4号に違反して不適正な取引行為を行ったことを理由として、条例第48条に基づく勧告(以下「本件勧告」という。)をした。本件勧告の内容は、「Xは浄水器の販売に際し、条例第25条第4号の定める不適正な取引行為をしないこと」であった。

本件勧告は対外的に周知されることはなかったものの、Xに対して多額の融資をしていた金融機関Aは、Xの勧誘についてY県に多数の苦情が寄せられていることを知り、Xに対し、Xが法令違反を理由に何らかの行政上の措置を受けて信用を失墜すれば、融資を停止せざるを得ない旨を通告した。

Xは、融資が停止されると経営に深刻な影響が及ぶことになると、Y県に対し、本件勧告の取消しを求めて取消訴訟を提起した。

#### (設問)

Xは、本件勧告の取消訴訟において、本件勧告のどのような違法事由を主張することが考えられるか。また、当該違法事由は認められるか。

解答に当たっては、本件勧告が「処分」に当たることと、条例が適法なものであることを前提とすること。また、手続上の瑕疵について論じる必要はない。

【資料】 Y 県消費生活条例（抜粋）

（不適正な取引行為の禁止）

第 25 条 事業者は、事業者が消費者との間で行う取引（中略）に関して、次のいずれかに該当する不適正な取引行為をしてはならない。

一～三 （略）

四 消費者を威迫して困惑させる方法で、消費者に迷惑を覚えさせるような方法で、又は消費者を心理的に不安な状態若しくは正常な判断ができない状態に陥らせる方法で、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

五～九 （略）

（指導及び勧告）

第 48 条 知事は、事業者が第 25 条の規定に違反した場合において、消費者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、当該違反の是正をするよう指導し、又は勧告することができる。

（意見陳述の機会の付与）

第 49 条 知事は、前条の規定による勧告をしようとするときは、当該勧告に係る事業者に対し、当該事案について意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(解説)

1. 出題の概要

第3問は、行政裁量に関する基本的な理解を問う問題である。

2. 解答のポイント

(1) 違法事由の主張の構成

ア. 着眼点

論文試験では、取消事由(「違法事由」と呼ぶこともある。)の検討は頻出であり、原告の主張だけが問われる場合、原告の主張と被告の反論が問われる場合、原告の主張とその当否が問われる場合、原告の主張と被告の反論を踏まえた自説が問われる場合、自説だけが問われる場合など、出題形式は様々である。

取消事由の論述は、①処分の実体的要件又は効果に関する裁量権の逸脱・濫用を問題とする場合、②行政裁量がないことを前提として(又は行政裁量を否定した上で)処分要件に関する文言の解釈をしたり、信義則等の一般原則により処分の効果を制限することの可否を論じる場合、③違法性承継、瑕疵の治癒、違法行為の転換、理由の追完・差替えといった論点メインで論じる場合、④処分の手続的要件を論じる場合(行手法所定の理由の提示、聴聞・弁明のほか、個別法や自主条例所定の手続が問題となることもある)などに分類することができる。

なお、取消事由の主張・立証責任は原告側にある。

イ. 本問における違法事由の主張の構成

処分の取消事由を考える際には、㉞処分の実体的要件、㉟処分の手続的要件、㊱効果に関する判断(効果裁量、信義則等の一般原則)に分類して考えると分かりやすい。

(ア) ㉞処分の実体的要件

㉞については、要件裁量の存否から考えることになる。本件勧告の根拠規定である本件条例48条の文言を見て、処分要件の構造を把握してみると、本件勧告の処分要件は、(ア)「事業者が第25条の規定に違反した場合」+(イ)「消費者の利益が害されるおそれがあると認めるとき」の2つから構成されている。本件条例25条の具体的な規定ぶりからして、(ア)に関する要件裁量を認めることはできないが、(イ)については要件裁量を認める余地がある。

(イ) ㉟処分の手続的要件

本件勧告は、「地方公共団体の機関がする処分」のうち「その根拠となる規定が」自主「条例…に置かれているもの」であるから、行政手続法3条3項により、行政手続法第3章の不利益処分の手続に関する規定の適用が排除される。そして、本件処分に適用される本件条例49条所定の意見陳述手続が実施されている。

平成30年予備試験設問2参考

基礎応用224頁、論証集79頁

問題文 3 段落目における「しかし知事は、X のこれらの主張を受け入れず」という記述は、意見陳述手続の瑕疵ではなく、要件又は効果に関する裁量判断の過程における考慮不平等を基礎づける趣旨であると考えられるから、意見陳述手続の瑕疵はないということになる。理由の提示に関する行政手続の履践の有無は定かでないが、本件条例では本件勧告に関する行政手続として理由の提示を定めていないから、仮に理由の提示がなかったとしても、本件条例上の行政手続違反は認められない。

もちろん、本件勧告が公表という名宛人事業者に対して信用喪失による経営に深刻な影響を与えるおそれのある後続行為の前提要件となるものであるということに鑑み、信義則を根拠として理由の提示を要求するという構成もあり得ないわけではない。

(ウ) ㊦処分の効果に関する判断

㊦については、係争行為である勧告が名宛人側の不利益を伴うものであることと、本件条例 48 条の「指導し、又は勧告することができる」という規定ぶりからしても、本件勧告には行為の選択も含めた効果裁量を認めることができると考えられる。

(エ) まとめ

以上より、本件勧告については、要件裁量と効果裁量の双方が認められる余地があるから、両者を区別しながら要件→効果という流れで「行政裁量の存否」と「裁量権の逸脱・濫用」を論じることとなる。

(2) 行政裁量

ア. 条文解釈で書く場合と行政裁量で書く場合の区別

(ア) 内部基準の存否

適法・違法が問題になっている行政処分に関する内部基準（通達、要綱など）がある場合には、行政裁量という法律構成（裁量基準に従った裁量処分又は裁量基準から逸脱した裁量処分）で書くことが求められている可能性が極めて高い。

もっとも、水俣病認定のように、「認定自体は、…確定した客観的事実を確認する行為」であるとして、要件裁量が否定されることもある（この場合、認定に関する内部基準は解釈基準に位置づけられる。）。<sup>1)</sup>

基礎応用 45 頁・3、論証集 12

頁・1

<sup>1)</sup> 最高裁判例には、内部基準がある行政行為について行政裁量を否定したのものもある。最判 H25.4.16 (百 I 75) は、公害健康被害補償法に基づく水俣病認定申請に対する棄却処分の適法・違法が問題となっており、水俣病認定に関する内部基準として昭和 52 年判断条件（一定の症状の組み合わせが認められる場合には水俣病であると認定することが定められている）があったという事案において、「認定自体は、客観的事象としての水俣病のり患の有無という現在又は過去の確定した客観的事実を確認する行為であって、この点に関する処分行政庁の判断はその裁量に委ねられるべき性質のものではないというべきで

(イ) 問題文等に行政庁の判断過程に関する記述が複数ある場合  
問題文や会議録に行政庁の判断過程に関する記述が複数ある場合（＝行政庁が考慮した事情・考慮しなかった事情が複数記載されている場合）にも、行政裁量で書くことが求められている可能性が高い。

行政裁量を認めた上で、裁量処分の根拠規定の趣旨・目的を踏まえて、各々の事情について、考慮すべき事情か、考慮できる事情か、重みづけ（重視すべき事情か／重視すべきでない事情か）について検討することが求められている可能性が高いのである。

#### イ. 行政裁量の存否の判断基準

行政裁量の存否は、法律の文言と判断の性質の両面を考慮して判断する。

当てはめでは、処分の根拠規定で要件や効果についてそのような文言（不確定概念や「できる」）が用いられている趣旨を、処分の性質から導き、行政裁量の存在を肯定する。<sup>2) 3)</sup>

#### ウ. 裁量処分の（司法）違法審査の手法

##### (ア) 裁量処分の取消事由

裁量処分は、裁量権の逸脱又は濫用がある場合に限り、取消事由が認められる（行訴法 30 条）。

もっとも、これは、行政裁量が認められる部分に限ったことである。例えば、ある行政処分について効果裁量のみが認められている場合において、処分要件を満たさないにもかかわらず当該行政処分がなされたというときには、効果に関する裁量権の逸脱又は濫用を問題とするまでもなく、処分要件を欠くという理由により取消事由が認められる。

また、ある不利益処分（行手法 2 条 4 号柱書本文）について要件裁量と効果裁量の双方が認められている場合において、行手法上必要とされる理由の提示（同法 14 条 1 項）の不備が窺われるときにも、裁量権の逸脱又は濫用ではなく、理由の提示に瑕疵があるか、仮に瑕疵があるとしてそのことは不利益処分の取消事由となるのかという形で、当該不利益処分の取消事由の有無を検討することになる。

ある。」として、水俣病認定に関する要件裁量を否定している。

<sup>2)</sup> 単に「法律が抽象的な要件しか定めていないから要件裁量が認められる」とするのではなく、「法律が抽象的な要件しか定めていないのは、（政治的・専門技術的判断を要する等の）処分の性質に鑑みて、要件の認定につき行政庁の裁量を認める趣旨であると解される」というように論じるべきであろう（事例研究 101 頁）。

<sup>3)</sup> 不確定概念は、行政庁に独自の判断の余地（行政裁量）を認めるのではなく、裁判所が自ら法律を解釈してその意味を一義的に確定すべきとする趣旨である場合もある。また、「できる」規定は、行政裁量を認める趣旨ではなく、行政庁に当該処分を行う権限を付与する趣旨にすぎない場合もある。

基礎応用 45 頁・4、論証集 12

頁・2

基礎応用 46 頁・1、論証集 12

頁・3

(イ) 実体上の司法審査

a. 社会観念（通念）審査

行政庁の判断が全くの事実（又は重要な事実）の基礎を欠き、又は社会観念上著しく妥当を欠く場合に限りて裁量処分を違法とする審査方法であり、事実誤認・目的動機違反・信義則違反・平等原則違反・比例原則違反という裁量判断の結果に着目した審査方法である。<sup>4) 5)</sup>

b. 判断過程審査

他事考慮・考慮不尽・考慮事項に対する評価の明白な合理性欠如といった裁量処分に至る判断過程の合理性に着目した審査方法である。

他事考慮：考慮すべきでない事項を考慮した

考慮不尽：考慮すべき事項を考慮しなかった・十分考慮すべき事項を十分考慮しなかった

評価の明白な合理性欠如：重視すべきでない事項を重視した（考慮事項の過大評価）

c. 社会観念審査と判断過程審査を結合させた審査方法

近時の判例は、「判断過程が合理性を欠く結果、処分が社会観念上著しく妥当を欠く」という形で、社会観念審査と判断過程審査を結合させることにより、ある程度踏み込んだ審査をする傾向にある。<sup>6)</sup>

（論述例）裁量処分の判断過程が合理性を欠く結果、当該処分が社会観念上著しく妥当を欠く場合には、当該裁量処分には裁量権の逸脱・濫用があるとして取消事由が認められる（行訴法 30 条）。判断過程の合理性は、他事考慮、考慮不尽及び考慮事項に対する評価の明白な合理性欠如の有無により判断される。

(ウ) 手続上の司法審査

内部的な審査基準を設定し、場合によっては同基準を適用するうえで必要な事項について申請人の主張と証拠提出の機

<sup>4)</sup> これら 5 つに加え、6 つ目として基本的人権の尊重も挙げる説明もある（櫻井・橋本 115 頁）。

<sup>5)</sup> 重要な事実とは、事実認定の一部に過誤欠落があった場合に判断の結論を左右する可能性のある事実を意味する（探究 234 頁）。

<sup>6)</sup> 近時の最高裁は、「判断過程が合理性を欠く結果、処分が社会観念上著しく妥当を欠く」という形で、社会観念審査の枠組みの中に判断過程審査を位置づけることにより、ある程度踏み込んだ審査していると理解されている（基本行政法 141 頁、事例研究 159 頁）。令和 1 年司法試験・採点実感でも、「裁量権の逸脱濫用という一般的な論述はされているものの、その後の本件の事例での当てはめにおいて、調査における考慮不尽イコール裁量権の逸脱濫用とするのみで、その判断過程において社会通念に照らして著しく妥当性を欠くとまでいえるようなものかという点の検討がされているのかどうか、答案上、明らかでないものがある。」と言及されているので、司法試験委員会も「判断過程が合理性を欠く結果、処分が社会観念上著しく妥当を欠く場合には、裁量権の逸脱・濫用に当たる」という規範を前提にしているといえる。

会を与える義務があり、この義務違反がなければ異なる判断に到達する可能性があったときには、手続面からみた裁量権の逸脱又は濫用が認められる。

#### エ. 事案類型ごとの処理手順

行政裁量に関する出題は、主として、①裁量基準に従った裁量処分、②裁量基準から逸脱した裁量処分、③裁量基準とは無関係に判断過程審査をする場合の3つに分類される。

他にも、社会観念（通念）審査をする場合・手続上の司法審査をする場合も想定されるが、少なくとも、これまでの司法試験では出題されていない。

第3問は、裁量基準が存在しないため、③に当たる。

当てはめでは、行政庁が判断過程で考慮した事情・考慮しなかった事情ごとに、裁量処分の根拠規定の趣旨・目的に照らし、考慮すべき事情か、考慮できる事情か、重みづけ（重視すべき事情か、重視すべきでない事情か）について検討する。

他事考慮、考慮不尽、考慮事項に対する評価の明白な合理性欠如があったからといって、当然に裁量権の逸脱・濫用に当たるわけではない。これらにより判断過程の合理性を欠く結果として「処分が社会観念上著しく妥当を欠く」と評価される場合に初めて、裁量権の逸脱・濫用に当たる。

基礎応用 47 頁・2、論証集 12  
頁・4

基礎応用 52 頁(4)、論証集 18  
頁(4)



(参考答案)

1. 処分要件の不充足

(1) 条例 48 条に基づく勧告の処分要件は、「事業者が第 25 条の規定に違反した場合において」、「消費者の利益が害されるおそれがあると認めるとき」という 2 段階の構造になっている。

(2) X は、X の従業員がした勧誘は不適正なものではなかった (①) から、「事業者」X「が第 25 条の規定に違反した場合」(条例 48 条) という 1 段目の処分要件に当たらないと主張する。

もっとも、判明している (ア) (イ) の事実からすると、裁判所において、X の従業員による勧誘は条例「第 25 条の規定に違反」すると判断される可能性が高い。

(3) そこで次に、X は、仮に上記勧誘が不適正なものであり 1 段目の処分要件に当たるとしても、そのような勧誘を行ったのは従業員の一部にすぎない (②) から、「消費者の利益が害されるおそれがあると認められるとき」(条例 48 条) という 2 段目の処分要件に当たらないと主張する。

ア. 行政裁量の存否は、法令の文言と処分の性質から判断する。

条例 48 条は、2 段目の処分要件について、「消費者の利益が害されるおそれがあると認めるとき」という不確定概念を用いて定めている。それは、条例 48 条に基づく勧告については、消費者問題に関する様々な事情を考慮する必要があることから、消費者問題に関する事情を把握している知事の判断に委ねる必要があるという趣旨によるものである。そこで、2 段目の処分要件には行政裁量が認められると解する。

イ. 裁量処分の判断過程が合理性を欠く結果、当該処分が社会観念上著しく妥当を欠く場合には、当該裁量処分には裁量権の逸脱・濫用があるとして取消事由が認められる (行政事件訴訟法 30 条)。判断過程の合理性は、他事考慮、考慮不尽及び考慮事項に対する評価の明白な合理性欠如の有無により判断される。

前記②の事情は、X による条例 25 条 4 号違反の態様が軽いことを示すものであり、2 段目の処分要件の判断において考慮すべき事情である。にもかかわらず、知事は、意見陳述の機会における X による②の主張を受け入れなかったのだから、考慮すべき②の事情を考慮しなかったという意味で、考慮不尽が認められる。そして、知事は、その結果として本件勧告を行ったのだから、考慮不尽により判断過程の合理性を欠く結果、本件勧告が社会観念上著しく妥当を欠くといえる。したがって、処分要件に関する裁量権の逸脱・濫用が認められ、本件勧告は違法である。

2. 効果裁量の逸脱・濫用

(1) X は、仮に処分要件に該当するとしても、②の事情及び従業員

に対する指導教育をしたこと（③）からすれば、本件勧告をすることは効果裁量の逸脱・濫用により違法であると主張する。

- （２）条例 48 条が「指導し、又は勧告することができる」として、措置の内容も含めて知事の選択余地が残るような規定をしている。その趣旨は、条例 48 条に基づく措置が不利益処分であるために、違反事由の態様や被処分者側の不利益などを考慮して措置の内容と必要性について知事の判断に委ねることにある。そこで、措置の要否・内容に関する効果裁量が認められると解する。

問題となっている勧誘を行ったのは X の従業員の一部にすぎないから（②）ため、違反事由の態様は軽微であるともいえる。また、X が今後は適正な勧誘をするように従業員に対する指導教育をしているため（③）、X の従業員が不適正な勧誘を継続する危険が相当程度解消されている。にもかかわらず、知事は、②及び③に関する X の主張を聞き入れなかったのだから、考慮すべき②及び③を考慮しなかったという意味で考慮不尽が認められる。

本件勧告がなされた場合、金融機関がそのことを認識して、法令違反を理由として行政上の措置を受けた X は信用できないとして、X に対する融資を停止する可能性がある。A は、金融機関 A から多額の融資を受けていたため、仮に金融機関 A から融資を停止されると、経営に深刻な影響が及ぶことになる。そうすると、本件勧告にはこうした重大な不利益が伴う。にもかかわらず、知事は、この点も考慮していないのだから、考慮不尽が認められる。

そして、知事は、その結果として本件勧告を行ったのだから、考慮不尽により判断過程の合理性を欠く結果、本件勧告が社会観念上著しく妥当を欠くといえる。

したがって、効果裁量の逸脱・濫用が認められ、この意味でも本件勧告は違法である。 以上

#### 第4問

##### (事案)

宗教法人Aは、B市内に適当な広さの土地（以下「本件土地」という。）を所有しており、そこで大規模な墓地（以下「本件墓地」という。）の経営をするために、「墓地、埋葬等に関する法律」（以下「法」という。）第10条第1項に基づき、本件墓地の経営許可を得るため、B市長に対して本件墓地の経営許可の申請（以下「本件申請」という。）をした。

本件申請に先立ち開催された説明会において、本件土地の周辺住民は、本件土地周辺の道路の幅員はそれほど広いものではないため、墓参に来た者の自動車によって渋滞が引き起こされること、供物等の放置による悪臭の発生並びにカラス、ネズミ及び蚊の発生又は増加のおそれがあることなど、生活環境及び衛生環境の悪化への懸念を示した。Aは、こうした意見を踏まえて、本件墓地の設置に当たり、植栽を行うなど、周辺的生活環境と調和するように十分配慮した上で、本件申請を行っていた。

また、宗教法人Cは、本件土地から約100メートル離れた位置にある土地で約10年前から小規模な墓地を経営しており、本件土地において大規模な墓地の経営が始まることを知り、自己が経営する墓地の経営悪化や廃業のおそれがあることを懸念していた。

B県知事は、(ア)本件墓地周辺の生活環境及び衛生環境が悪化する懸念から、周辺住民の反対運動が激しくなったこと、(イ)Cの墓地を含むB市内の墓地の供給が過剰となり、それらの経営に悪影響が及ぶことの2点を理由として、本件申請に対して不許可処分（以下「本件不許可処分」という。）を行った。

##### (設問)

Aが本件不許可処分の取消しを求めて取消訴訟を提起した場合、Aは、本件不許可処分が違法であるとして、どのような主張を行うと考えられるか。また、当該違法事由は認められるか。

なお、手続上の瑕疵について論じる必要はない。

【資料】墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）（抜粋）

第1条 この法律は、墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする。

第2条 この法律で「埋葬」とは、死体（中略）を土中に葬ることをいう。

2、3 （略）

4 この法律で「墳墓」とは、死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設をいう。

5 この法律で「墓地」とは、墳墓を設けるために、墓地として都道府県知事（市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。）の許可を受けた区域をいう。

6、7 （略）

第10条 墓地、納骨堂又は火葬場を営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 （略）

(解説)

1. 出題の概要

第4問は、行政裁量に関する事案のうち、処分の理由ごとに判断過程審査を行う問題である。

平成30年司法試験設問2参考

2. 解答のポイント

(1) 墓地経営の許可についての要件裁量

大阪墓地経営許可事件判決は、「法10条1項は、…墓地等…を経営しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない旨規定するのみで、右許可の要件について特に規定していない。それは、墓地等の経営が、高度の公益性を有するとともに、国民の風俗慣習、宗教活動、各地方の地理的条件等に依存する面を有し、一般的な規律による規制になじみ難いことにかんがみ、墓地等の経営に関する許否の判断を都道府県知事の広範な裁量に委ねる趣旨に出たものであ…る。」と述べ、墓地経営の許可について都道府県知事の要件裁量（しかも広範な裁量）を認めている。

基礎応用185頁[判例9]、  
最判H12.3.17

そこで、Aとしては、墓地経営の許可について要件裁量が認められることを指摘した上で、問題文中の(ア)(イ)の事情に着目して裁量権の逸脱・濫用があると主張するべきである。

(2) 判断過程審査

行政裁量に関する出題は、主として、①裁量基準に従った裁量処分、②裁量基準から逸脱した裁量処分、③裁量基準とは無関係に判断過程審査をする場合の3つに分類される。

基礎応用45頁・4、論証集12  
頁・2

第4問は、裁量基準が存在しないため、③に当たる。

当てはめでは、処分の根拠規定である法10条1項の趣旨も踏まえながら、(ア)と(イ)の事情ごとにこれらが他事考慮に当たるとを丁寧に論じることとなる。

基礎応用46頁・1、論証集12  
頁・3



(参考答案)

1. X は、本件不許可処分は、周辺住民の反対運動を鎮静化することを理由とした点と、C の墓地経営の安定を直接的な理由としている点において他事考慮があり、裁量権の逸脱・濫用（行政事件訴訟法 30 条参照）により違法であると主張する。

2. 行政裁量の存否は、法律の文言と処分の性質から判断する。

法 10 条 1 項は墓地経営の許可基準について具体的に定めていない。その趣旨は、墓地経営の高度の公益性に鑑み、許否の判断を知事等（法 2 条 5 項）の公益的見地に基づく判断に委ねることにある。そこで、墓地経営の許可について知事等の要件裁量が認められると解する。

3. では、裁量権の逸脱・濫用は認められるか。

(1) 裁量処分の判断過程が合理性を欠く結果、当該処分が社会観念上著しく妥当を欠く場合には、当該裁量処分には裁量権の逸脱・濫用があるとして取消事由が認められると解する（行政事件訴訟法 30 条）。判断過程の合理性は、他事考慮、考慮不尽及び考慮事項に対する評価の明白な合理性欠如の有無により判断される。

(2) 以下では処分理由ごとに検討する。

ア. 処分理由（ア）

法の趣旨は、「墓地…等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われること」にある。墓地周辺の生活環境・衛生環境は、墓地等の「公衆衛生」に直接関わるものとして、直接に考慮されるべき事情である。

周辺住民の反対運動が激しくなったことは、墓地周辺の生活環境・衛生環境と直接の関係がないから、これを直接考慮することはできない。

確かに、本件墓地周辺の生活環境等が悪化する程度及び危険性を示す事情の一つとして、周辺住民の反対運動が激しくなったという事実を考慮しているにとどまるのであれば、あくまでも墓地周辺の生活環境等を直接の理由として考慮していることになるから、他事考慮には当たらない。

しかし、A は、本件墓地の設置に当たって、植栽を行うなど、周辺の生活環境と調和するよう十分配慮していた。にもかかわらず、B 市長が不許可の判断をしたのは、激化しつつある反対運動を鎮静化するためであると考えられる。そうすると、B 県知事は、反対運動の鎮静化を直接の理由として考慮したとして、他事考慮が認められる。

イ. 処分理由（イ）

既存墓地の経営の安定は、上記の法の趣旨に直接関わるものではない。そうすると、既存墓地の経営の安定は、既存墓地が

その経営の悪化により十分な管理をすることができなくなり荒廃するなどの事態を避けるために、墓地が「国民の宗教的感情」と「公衆衛生」に適合する状態を維持する手段として考慮できるにとどまるから、これを直接に考慮することはできない。

確かに、B 県知事が既存墓地の経営の安定を直接の理由として本件不許可処分をしたのであれば、他事考慮に当たる。

しかし、B 県知事が特定の墓地の経営の安定ではなく、C の墓地を含む B 市内の墓地の経営に悪影響が及ぶことを理由としていることから、墓地が「国民の宗教的感情」と「公衆衛生」に適合する状態を維持する手段として、C の墓地を含む B 市内の墓地の経営に悪影響が及ぶことを考慮しているにとどまる。

したがって、(イ) の点は他事考慮に当たらない。

#### ウ. 結論

B 県知事が (ア) の理由だけでも本件不許可処分をしていたのであれば、本件不許可処分は他事考慮により判断過程の合理性を欠く結果として社会観念上著しく妥当を欠くものであるといえるから、裁量権の逸脱・濫用により違法である。 以上